

令和2年4月30日
事務連絡

都道府県感染症対策ご担当者様

厚生労働省医政局医療経理室
健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の交付申請等について

平素より感染症対策についてご協力賜りありがとうございます。

今般、令和2年度補正予算（令和2年4月30日成立）にて、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業を創設し、令和2年4月1日より遡って※実施することとなりましたので、添付の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱」等に基づき、**令和2年5月29日（金）**までに、事業実施計画と併せて申請いただきますようよろしくお願いいたします。

また、地域実情に応じて、柔軟かつ迅速な事業実施に繋げるため、本事業に関する各都道府県からの照会を集中的に受け付け、速やかに回答する対応を図ることとしておりますので、**令和2年5月8日（金）**までを集中照会期間とさせていただきます。

その後、いただいたご照会は取り纏めの上、速やかにQ&A集としてお示しさせていただきます。

なお、集中照会期間以降も順次ご照会については回答いたします。

申請手続きや事業の内容についてご不明な点などありましたら、照会先までご連絡いただきますようよろしくお願い致します。

※ 令和2年4月1日以降、交付の決定までに行われた事業であっても、本交付金の実施要綱に沿った事業であれば補助対象となります。

※ 交付申請後も、感染拡大等状況の変化があり、追加で事業を実施しようとする等の場合は、適宜ご相談ください

《交付申請書提出先》

郵送及びメールで提出（※医政局関係事業も含む）

郵 送 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 担当

メール ncov-koufukin@mhlw.go.jp

《照会先》

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 担当

ncov-koufukin@mhlw.go.jp

※誠に恐縮ですがご照会にあたってメールによりいただきますようよろしくお願いいたします。

《添付書類》

- ・「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」（令和 2 年 4 月 30 日医政発 0 4 3 0 第 5 号、健発 0 4 3 0 第 1 号）
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱」（令和 2 年 4 月 30 日厚生労働省発医政 0 4 3 0 第 1 号、厚生労働省発健 0 4 3 0 第 5 号）
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施に当たっての取扱いについて」（令和 2 年 4 月 3 0 日医政局医療経理室、健康局総務課結核感染症課事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の目安」（令和 2 年 4 月 3 0 日医政局総務課、健康局総務課事務連絡）

（参考）新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の概要資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000623993.pdf>